

訪問看護重要事項説明書

介護予防訪問看護重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。(第 1661190007 号)

1 事業所の概要

法人	法人名	医療法人 真生会
	代表者名	理事長 真鍋 恭弘
	所在地・連絡先	富山県射水市下若 89 番地 10 0766-52-2156
事業者	事業所名	真生会訪問看護ステーションころ
	管理者	中井ともこ
	所在地・連絡先	富山県射水市橋下条 1564 番地 0766-54-6440
	事業者指定番号	第 1661190007 号
サービス提供地域		射水市

※ 上記以外の方でも、ご希望の方はご相談ください。

2 事業所の職員体制

職種	業務内容	常勤
管理者(保健師または看護師)	管理	1名
保健師・看護師	訪問看護・介護予防訪問看護	2名以上
理学療法士・言語聴覚士	訪問看護・介護予防訪問看護	1名以上

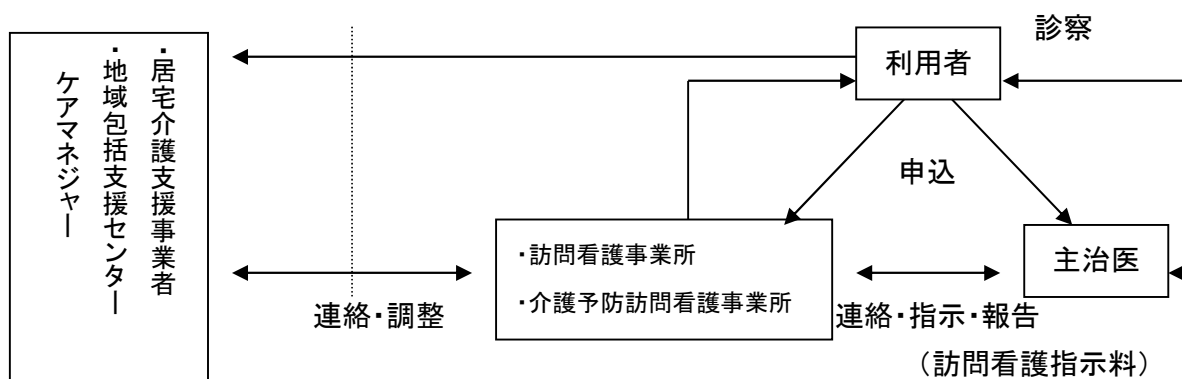
3 営業時間

月曜日～金曜日	午前8時30分～午後5時15分
土曜日	午前8時30分～昼 0時30分
日曜・年末年始	休業

※ 「24 時間連絡体制」を整えておりますので、ご希望の方はご相談下さい。

※ 祝日は営業日となっております。ただし、リハビリの職員については、休みとさせていただきます。

4 訪問看護または介護予防訪問看護の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容



訪問看護または介護予防訪問看護は看護師などが訪問して、病気や障害のために支援を必要とされる方の看護を行うサービスで、介護保険制度のほか、医療保険制度で利用できる方もいます。主治医の治療方針やケアプランに沿って、他のサービスと連携しながら看護やリハビリテーションを行いますので、安心して在宅療養が続けられます。

利用される際には、主治医の指示(訪問看護指示書)が必要です。

5 理念

- (1)法人理念…仏法に説かれている自利利他の精神に基づいて、安心と満足の医療をめざします。
- (2)ミッション…住み慣れた地域で「幸せに暮らし続ける」を支援します。
- (3)ビジョン
 - その方の人生の物語をよく知り、心に寄り添い支えるケアに努めます。
 - 地域にひらかれた拠り所を目指します。
 - 心身ともに快適で幸せな職場環境を築いていきます。

6 訪問看護または介護予防訪問看護サービスの内容

- (1) 病状、障害の観察、健康管理
- (2) 療養、看護・介護方法のアドバイス
- (3) 食事ケア、水分・栄養管理、排泄ケア、清潔ケア
- (4) リハビリテーション(看護業務の一環としてリハビリスタッフが担当することもあります)
- (5) 認知症や精神疾患の方の看護
- (6) 家族など介護者の支援
- (7) 褥瘡や創傷の処置
- (8) 緩和ケア、看取りのケア
- (9) カテーテルなど医療機器の管理
- (10) 保健・福祉サービスなどの活用支援
- (11) その他医師の指示による医療処置

7 利用料

- (1) 当事業所が提供する訪問看護または介護予防訪問看護サービスの利用料は、別紙料金表の介護報酬の告示上の額(所得に応じて1割～3割)とします。支給限度額を超える場合は、全額自己負担となります。
- (2) 営業日以外の訪問看護に関しては、追加料金が必要となります。
- (3) 交通費
射水市以外は、交通費として1 kmあたり20円を徴収します。
- (4) 死後のケア料
死後のケアを希望される場合は実費(10,000円)となります。
- (5) 法定代理受領サービスに該当しない訪問看護を希望された場合は、実費での請求になります。(料金表参照)

8 利用料のお支払い方法

(1) 病院の窓口にてお支払いの場合

毎月1日から30日もしくは31日(月末)までの料金を合計し、翌月20日前後に請求書を郵送いたします。

請求書の到着後、1ヶ月以内に真生会富山病院の総合受付にてお支払いください。お支払いの時に、領収書をお渡しいたします。

(2) 口座引き落としにてお支払いの場合 (毎月手数料が200円かかります。)

毎月1日から30日もしくは31日(月末)までの料金を合計し、翌月25日前後に請求書を郵送致します。その際、引き落とし済みの領収証も同封します。引き落としは翌々月の12日となります。12日が土日、祝日の時は、その翌日となります。

9 ご利用にあたってのお願い

- (1) 毎月、保険証、医療受給者証等を確認させていただきます。内容に変更が生じた場合は必ずお知らせください。
- (2) やむを得ず訪問の予定を変更される場合は、必ず前日までにご連絡をお願いいたします。当日キャンセルの場合は、キャンセル料1000円が発生します。(ただし、利用者の容体の急変や入院、親族の葬祭等、やむを得ない場合は不要です。)
- (3) 訪問開始時間は、他の利用者さんの状況で若干変動することがあります。その場合は、事前にご連絡しますのでご了承願います。

10 相談窓口、苦情窓口

- (1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

電話番号 0766-54-6440
 FAX番号 0766-54-6450
 担当者名 管理者 中井ともこ
 受付時間 月～金曜日：午前9時から午後5時（祝日、年末年始を除く）
 土曜日：午前9時から正午（ " ）

- (2) 公的機関においても苦情申し出ができます。

射水市福祉保健部介護保険課	所在地：射水市新開発 410 番地 1 電話番号：0766-51-6627 FAX番号：0766-51-6666
富山県国民健康保険団体連会 介護保険室	所在地：富山市下野豆田 995-3 電話番号：076-431-9833 FAX番号：076-431-9834 受付時間：TEL受付 24 時間
富山県福祉サービス適正化 委員	所在地：富山市安住町 5-21 電話番号：076-432-3280 受付時間：9:00～16:00(土・日・祝・年末年始除く)
担当の介護支援専門員	事業者名： 電話番号： (担当者名：)

11 緊急時の対応

訪問中に利用者の病状に急変、その他の緊急事態が生じた時には、速やかに主治医に連絡し適切な処置を行います。

12 秘密保持について

業務上、知り得た事項については、ご本人またはご家族の同意のある場合以外は第三者に漏洩いたしません。また、その職を退いた後も同様といたします。

13 虐待防止のための措置

当法人にて虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について職員にも周知します。また、虐待防止のための指針の整備を行い、職員に対し研修を定期的実施します。

14 身体拘束の適正化の推進

- (1)ご本人の生命・身体を保護するため、緊急やむを得ない場合の身体拘束は必要最小限に努めます。その際はその理由を記録し定期的に評価を行います。
- (2)指針を整備し定期的に勉強会を開催します。

15 業務継続計画

事業所は感染症や非常災害の発生時において、訪問看護の提供を継続するために業務継続計画を策定します。

またその内容を周知するとともに、研修や訓練を定期的に行い、必要に応じて見直しを行います。

16 感染症の予防及びまん延防止のための措置

- (1)職員は、体調確認を行い、設備及び備品等については、衛生的な管理に努めます。また訪問終了時には、ご自宅にて手洗いをさせていただきます。
- (2)当法人の感染対策委員会にて、指針を整備し、定期的に講習会を開催します。

17 その他

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるために、次の事項にご留意ください。

- (1) 当事業所の職員は、直接金銭の取り扱いはいたしませんので、ご了承ください。
- (2) 訪問看護に関係のない書類のお預かりはしていません。
- (3) 当事業所の職員に対する贈り物や飲食のもてなしは、ご遠慮させていただきます。
- (4) 訪問時、ペットの室内外での放し飼いは、ご遠慮願います。
- (5) 以下の行為などにより、健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合には、サービスの中止や契約を解除することもあります。
 - (ア) 事業所の職員に対しての暴言・暴力・嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。
 - (イ) パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為。
 - (ウ) 職員の写真や動画撮影、録音等を無断で SNS 等に掲載すること。

【説明確認欄】

令和 年 月 日

訪問看護または介護予防訪問看護の締結にあたり、上記により重要事項説明書を説明いたしました。

所在地 富山県射水市橋下条 1564 番地
 事業所名 真生会訪問看護ステーションこころ
 説明者

訪問看護または介護予防訪問看護の契約にあたり、上記のとおり説明を受けました。

◆利用者氏名 _____

住所 _____

◆家族または代理人 氏名 _____

住所 _____

利用者との関係 _____